

〈史料紹介〉

西園寺家所蔵『公衡公記』

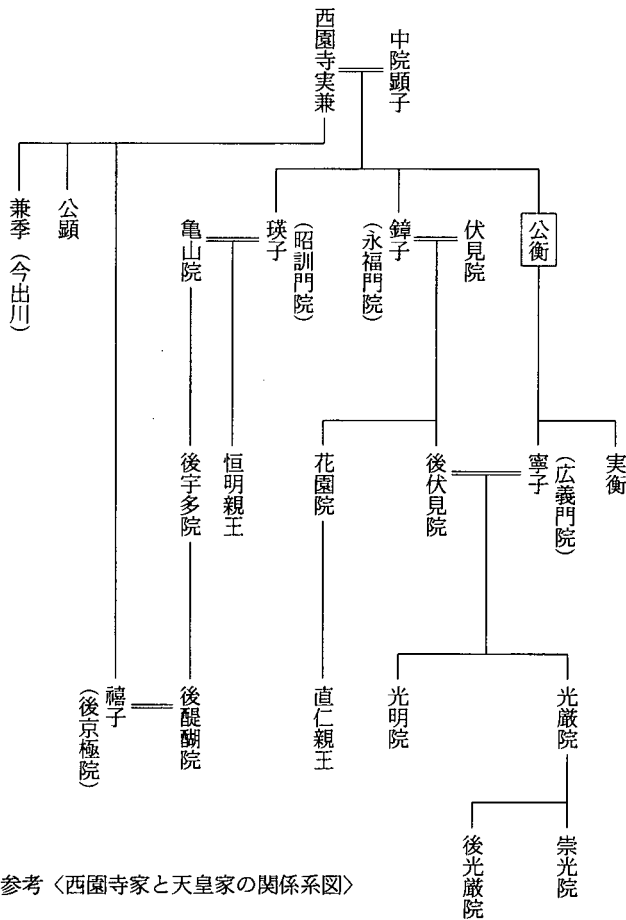
徳仁親王
木村真美子

学習院大学史料館が西園寺公友氏から寄託された『西園寺家文書』には、いくつかの日記の写本が存在する。そのなかに、『公衡公記』の従来知られていない記文を載せる無題の一軸が含まれていた。

本書は、楮紙一五紙を貼り継いで卷子にしたもので、その法量は縦二七・九糎、横六三九糎（一紙あたりの最長四三・七糎、最短三七・二糎）である。表紙および軸はなかったが、本年五月に修補を加え、現在は軸装したものとなっている。前欠であり、奥書もなく、一見しただけでは本書がいつの記録で、記主が誰であるのかわからない。記事は、前欠のため日付不明の日からはじまり、二三〜二七日条の六日間分を載せるが、最後の二七日条は、文字も徐々に小さくなっており、途中までしか記されていない可能性もある。本文中にしばしば「本マ」、「本不見」等の注記

が見え、転写本であることが知られる。紙背文書はなく、書写年代を確定することはできないが、紙や筆の感じから室町時代後期のものと推測される。

内容は、新帝の御所への劍璽渡御の儀をはじめとして、蔵人所の役人の交名、新院の院庁開設にあたっての動きなどが記されている。また、本文にある新帝の殿上人交名のうち、「左少将実衡朝臣」の右肩に「愚息」の文字がある。さらに、記中に見える他の人名から、本書の記主が西園寺公衡であること、永仁六年（一二九八）七月の後伏見天皇踐祚のときの記録であること、そして前欠の日付が二二日であることがわかる。つまり本書は、『公衡



参考 〈西園寺家と天皇家の関係系図〉

公記』永仁六年七月二日（前欠）～二七日条の写本なのである。

そこで、記主の公衡について簡単に述べておく。公衡は、鎌倉時代後期の文永元年（一二六四）に生まれた。父は、太政大臣実兼。母は、内大臣中院通成の女顕子。文永四年、四歳で叙爵。建治二年（一二七六）、非参議従三位。永仁六年内大臣。正安元年（一二九九）右大臣となるが、年内に辞し、同三年従一位に叙せられた。嘉元二年（一三〇四）夏ころより父実兼のあとを襲って関東申次の任に就き、延慶二年（一三〇九）左大臣に至るが、三ヶ月で辞し、翌々応長元年（一三一一）出家した。法名は静勝。そして、四年後の正和四年（一三二五）九月、父に先んじて五二歳で薨じた。

公衡の同母妹には、伏見天皇の中宮で後伏見天皇の生母である永福門院鐘子と、亀山院の後宮に入り、恒明親王を生んだ昭訓門院瑛子が、異母妹には後醍醐天皇の中宮となった後京極院禧子がいる。さらに公衡の女寧子は、後伏見院の女御となり、広義門院の院号を宣下されたのち、光厳・光明両天皇を生んでいる。このように西園寺家は天皇家と多数の婚姻関係を結び、持明院・大覚寺両天皇家の外戚として勢力を有しており、公衡もまたその中に身を置いていたわけである。なお、絵巻『春日権現験記』は公衡の発願によって制作・寄進されたものであることが知られている。

次に、『公衡公記』についてであるが、公衡の法号竹林院から『竹林院記』『竹林院入道左大臣記』等とも称され、その自筆原本および南北朝・室町時代の写本が、『管見記』と呼ばれる史料群中に収められている。『管見記』とは、西園寺家中世の当主のうち、公衡・公名・実遠・公藤・実宣五人の日記の原本および古写本と、その他同家に伝わった文書類や他家の日記を近世の早い時期に整理したもののようで、全一〇五軸からなり、昭和十七年（一九四二）西園寺家から宮内省に献納され、現在宮内庁書陵部（以下、書陵部とする）に所蔵されている（なお『管見記』の詳

しい内容については、『国史大事典』三（吉川弘文館、一九八三年）「管見記」の項（今江広道執筆）を参照のこと。

『公衡公記』は、『管見記』に収められるもの以外にも、書陵部所蔵伏見宮本などに伝存する別記があり、各種の部類記にも記文が所収されている。これらを収集したものが『史料纂集 公衡公記』（橋本義彦・今江広道校訂）として刊行されている。ただし、全五冊の最終冊が刊行されていないため、いまだ解題を得ていないのが惜しまれる。今回紹介する写本は、『管見記』中に見えないうえ、他の写本も知られておらず、したがって刊本にも収められていない。さらに、後伏見天皇踐祚の記事を載せる他の日記、三条実任の『継塵記』や公衡の猶子三条公秀の『公秀公記』等よりも詳しい記文を有しており、新出の貴重な史料だといえることができる。

ところで、本書は『公衡公記』永仁六年分のうち踐祚に関する記文を中心とする一部分だけを載せたものであるが、なぜこのような形で伝存したのであろうか。そこで以下、本書の伝来について、気付いた点を記してみたい。

まず、『公衡公記』刊本によって永仁六年の同記の残存状況を確認してみよう。書陵部所蔵の鷹司本親長記所収の記文を、同部所蔵群書類従八五御幸始部類記所収の記文で校訂した「伏見院庁始記」（八月三日条、同部所蔵伏見宮本伏見院御幸始記を底本とし、高松宮本新院御幸初記で欠脱を補った「伏見院御幸始記」（八月五日条、高松宮本公衡公記に載せられる「即位大嘗会等記」（一〇月・十一月のうち一五日間分）、以上三点が残されているだけであり、『管見記』には全く見えていない。すなわち、永仁六年の記文は、合わせてもわずか十数日分しか伝わっていないのである。にもかかわらず、三点それぞれが内容的なまとまりを持って、別々に伝存していたのである。

このほか刊本の五冊目に収められるであろう逸文として、『園太曆』観応元年（一三五〇）一〇月二十八日条に載せる七月一七・一八日条の記文がある。公衡の孫公重の直衣始に際し、随身の装束について不審を感じた洞院公賢が公重に尋ねたところ、祖父公衡の例に倣った旨を述べ、公衡の直衣始の記事を載せる『公衡公記』の写を送ってきたの

で、公賢がこれを自らの日記に貼り継いだものである。つまり、南北朝時代にはこの条をも載せる『公衡公記』が西園寺家に存していたのである。『園太暦』に載せるこの記文は、ここで紹介する二二日〜二七日条のわずか四・五日前のものであり、両者がもとはつながって日次記の一部をなしていたと考えられる。とすると、本書は単に秋の初め七月一日条から二二日条の途中までが剝がれ落ちただけで、現在の二二〜二七日というまとまりには、何の意味もないようにも思える。

しかし、このまとまりに意味を認めることも出来そうである。というのは、『公衡公記』の伝存の経緯について平林盛得の以下のような興味深い指摘があるからである（参考文献参照）。平林は、書陵部に蔵される伏見宮家旧蔵部類記のなかに公衡の自筆の記録が組込まれていたり、紙背に加えられた記録名や行事名が公衡の手になることに注目し、自家から皇妃を出している公衡が、積極的に部類記（日記類から特定の事項に関する記事を収集あるいは抄出し、類別編集したもの）を編纂したと考えている。とすれば、部類記作成に熱心であった公衡の日次記があまり残っていない原因のひとつに、自らの日次記を切断して部類記に利用したためとみることもできるのではなからうか。本書の原本は、二二日に行われた後伏見天皇踐祚とその関係の記文を有するまとまりであり、おそらく二二日条からはじまり二九日条までを含んでいたが、冒頭の一紙もしくは数紙が剝がれ落ち、二七日条の途中まで書写したものの、原本の破損などによってそのつづきを書写することができなかったとも思える。そのように考えると、あるいは本書の原本も踐祚部類記の材料にしようとして公衡自身によって切断された日次記、もしくは自ら作成した写であったのかもれない。

また、平林は、「公衡の日記が管見記として西園寺家に蔵される一方、別記や部類記が伏見宮に伝存された理由は不明であるが、公衡女寧子から皇子光厳・光明両天皇などを経て伝わったものであろうか」と述べている。寧子を媒

介として光厳・光明以下の持明院統（北朝）天皇家に公衡の日記が伝わるのは、有り得べきことである。まして、永仁六年の後伏見天皇踐祚は、伏見天皇からその子後伏見天皇への譲位であり、持明院・大覚寺両統分裂以後はじめて持明院統天皇が続いた時のことである。したがって、その後の即位・大賞会の記文とともに、持明院統にとって極めて重要で、尊重されるべき記録であるがゆえに、部類記に作りかえられ、それぞれのまとまりで残された可能性も想定できよう。

最後に、公衡の手になる別記や部類記が伏見宮家に伝存された経緯についても少し触れておきたい。観応二年（一三五一）、観応の擾乱の混乱によって生じた南朝方の政權接収（いわゆる正平一統）の破綻によって、南朝方は北朝天皇家の崇光天皇（上皇）や光厳・光明両上皇、皇太子直仁親王等を賀名生に連れ去ってしまった。そのため北朝方は、広義門院寧子を治天に立て、仏門に入る予定であった光厳上皇の第三皇子（後光厳天皇）を即位させた。しかしこれは、その後捕えられていた崇光上皇等が帰還したため、皇統がまたしても分裂してしまうという結果をもたらした。それが、直系であった崇光院流と傍系から天皇となった後光厳院流との併存であり、崇光院流は直系なるがゆえに累代の記録や宝物を持ち、後者に対抗しがかなわず、伏見宮家となった。その後、後光厳院流の継嗣が絶え、貞成親王（崇光院の孫）の子で後小松院の猶子となった彦仁王（後花園天皇）が即位したことで、その弟貞常親王の継承した伏見宮家が世襲宮家として安定し、近代まで続いたわけである。ために、伏見宮家は『公衡公記』の別記や『公衡公記』の一部を含む部類記を多く有したのであった。

学習院大学史料館受託『西園寺家文書』の中には、以前紹介した『万一記』や今回紹介した『公衡公記』などの日記以外にも、中世にかかると文書類、たとえば室町時代初期のものと思われる筑前国感多荘文書目録や、寛正六年（一四六五）の河瀬清貞山城国美豆牧代官職請文、あるいは院厩別当の歴名である御厩司次第などがあり、順次紀要等で

紹介していくつもりである。

主要参考文献

- 網野善彦「西園寺家とその所領」(『国史学』一四六号、一九九二年)
- 橋本義彦「部類記について」(同『平安貴族社会の研究』吉川弘文館、一九七六年、初出は一九七二年)
- 同「古記録と古文書」(同『平安の宮廷と貴族』吉川弘文館、一九九六年)
- 林屋辰三郎『内乱のなかの貴族』(角川書店、一九七五年)
- 平林盛得「伏見宮旧蔵部類記と西園寺公衡」(『書陵部紀要』四三号、一九九二年)

本郷恵子『中世公家政権の研究』(東京大学出版会、一九九八年)

松蘭 齊『日記の家—中世国家の記録組織—』(吉川弘文館、一九九七年)

村田正志『證註椿葉記』(同著作集四、思文閣出版、一九八四年、初刊は一九五四年)

森 茂暁『鎌倉時代の朝暮関係』(思文閣出版、一九九一年)

龍 肅「後嵯峨院の素意と関東申次」(同『鎌倉時代』下、春秋社、一九五七年)

龍 肅「後嵯峨院の素意と関東申次」(同『鎌倉時代』下、春秋社、一九五七年)

積文

凡例

- 一 使用漢字は原則として常用漢字を用いた。
- 一 文中に適宜、読点（、）・並列点（・）を加えた。
- 一 校訂注は原本の文字に置き換えるべきものは「（）」で括った。
- 一 文字が欠損している場合は、字数を測り□で示した。
- 一 文字が塗抹されている場合は、字数を測り■で示した。もとの文字が判読できる場合は、×を冠して右傍に注した。
- 一 文字の上に重ねて別の文字を書いた箇所は、後に書かれた文字を本文とし、その左傍に・を付し、もとの文字に×を冠して右傍に注した。
- 一 割り書の割り注に対する割り注はへんがで括った。
- 一 文中の人名については傍注を略し、別に人名索引にまとめた。

(1張)

近仗左親教朝臣・実貞朝臣・長基朝臣・伊頭、宗具、伊有、
具良、基藤、以上中將、実綱朝臣、少將、右親平、実任、長副、

降宣、中將、公秀朝臣・俊兼、陣階下、立陣、各縫腋、丸柄帶、蒔繪細劍、
顯雄、業邦、少將、蒔繪壺、同弓、卷纒、懸綵、隨身

或着淺沓、或着靴、内侍臨東櫓、大臣昇殿着几子、次開門、次圍司

令着、次大臣召舍人、諸卿可參列標下、異位重行、右大臣、予、

已上一列、大炊御門大納言、良宗、可立大臣後、而立其末、頗退南東、太以違例、
仍左大將已下列立之時、立上可重行之由、左大將被諷諫、

仍立上、左大將、冬平、權大納言、実奏、中宮大夫、通重、一条大納言、内美、

近衛大納言、家平、富小路中納言、実教、衣笠中納言、冬良、中宮權大夫、

公頭、滋野井中納言、冬季、洞院、春、大夫、家雅、

万里小路中納言、師重、已上二位中納言也、仍大納言末、堀川中納言、顯世、

藤中納言、俊光、已上三位也、六条宰相、実時、二位也、仍二位中納言列末、花山院

宰相中將、師信、二条宰相、頼藤、新宰相中將、実躬、平胡籙、已上三位也、

參列之後、右府隨身在日華門北腋、南上西面、予隨身

在同南腋、北上西面、左大將隨身在中門下、西上北面、予參列

時実員・基藤・実綱・公秀等朝臣退列、依家礼也、

裏書有別、各立定之後、内弁召宣命使、家雅卿、兼出陣被、給宣命、内弁

〔覽〕

下殿、与宣命使、相揖自桜樹巽程練歩、經大納言前大臣

後、加右府上、次宣命使就版宣制、而段共再拜、寛元、健久、

彼度ハ舞踏也、正元兩段、再拜也、今度輿正元例歟、次宣命使復本列、委不覺、經三位中納言後歟、

諸卿自上臈退列、左府左廻練場、經大臣後大納言前、右府右廻練場、經二位中納言等後、左大將・權大納言經大納言後二位中納言前、富小路・衣笠兩中納言

經中納言後、是已下皆經列前、公頭卿經中納言後歟、自此時隨身止前言、此事有説々、不同也、今日予并左大將隨身如此、右府自參入之時

一向不追前、新主・摂政拜以後諸隨身等追前也、是旧例歟、勅授人

左右府以下皆解劍、於日華門外解之、懸裾於上手、衛府官不解、予為大將不解劍也、禁色人

依近例不脱之、頭中将同前、諸卿右大臣已下左府退出、逐、新帝御所也、

徘徊清涼殿東中門外、此間掃部寮敷筵道、自東階下至新主御所南階、

撰政不覺、〔實〕下同シ、參候清涼殿孫庇辺、昆明池障子、南頭、各懸裾、予并左大將

候同東簀子、左大將在階北、予在南、各西面、先是本マ、守朝臣仰藏人卷

清涼殿額間庇御簾、自余垂之、次内侍一人本マ、侍從内侍邦行朝臣妹、新内侍

取劍璽、出母屋御簾立同簾下、御劍左、璽右、抑先々立扈御座左右也、所職次第又如此、而今度見其儀額間許、

御簾、同扈御座ハ御簾垂之、仍内侍只在額間、母屋簾際也、定有子細歟、可尋、此間執柄并左右大將跪

候、次「位次在親平下、然而依為貫首取御劍、先例又如此、」藏人頭

左中将兼季朝臣〔頭書カ〕縫腋、卷纓、負壺、於行者臨期於殿上方、自殿上方參進、

(3張)

頭弁告之也、先例或自地下
參進昇東階也

然而其例不同之上、寛元嘉例如此、仍今カ

自殿上直參進也、給御劍、有覆、如入袋 右中將親平朝臣也位次上首、抑今夜

不被聽新主昇殿、無先例歟、頻鬱陶、同自堂上參進、給璽、有覆、
然而初度必非其仁之由、有沙汰歟、

各乍立給之、内待又不跪、先例如此 此間予於長橋妻看杏、番長兼持杏人、仙花門代、蜜儲

此所、官人以下自余隨身等、進立東階南腋、北面、隨身不相從、番長等出屏外了、左大將

自殿上北面實子降立、儲杏、又兼 進立階北腋、南面、 次劍璽

次將降東階、執柄同降其階、隨身獻杏歟、不見及、若徒踐被步

被候璽後、左右大將前行于筵道左右、各淺履 兩次將

步筵道上、徒踐、 出中門南行、出高倉面四足門北行、二条東行、

富小路北行、入新帝御所四足、

行列如恒、左大臣・家雅卿等逐參会新帝御所、内実卿自内裏早出、

左右衛門・左右兵衛・左右近衛等傍路左右供奉、

左衛門正權佐正資冬、權惟輔、公卿為先下臈前行、右衛門權佐、光方等候之、

右大臣以下也、或在筵道右、或在筵道左、予正笏、左大將持笏、

但高倉以東各在筵道右云々、各不具、 次左右大將、前駈、只

隨身許也、本マ、 不追前、又大将懸裾、 次左右近次將以上臈為中、 師信・実躬等

卿各候本陣、師信左、実躬右、 此事先例不同、或候公卿列、或

候本陣也、次御劍次將、徒踐、次神璽次將、同、御劍之

左右、主殿官人各一人取松明奉相從、次執柄、其後少納言兼有。

長親等朝臣・左右中弁・左少弁定資・左衛門權佐・右馬頭有時等供奉云々、

大刀契・鈴、以下行列存例、少納言長親・兼有等朝臣、弁為行・雅俊等朝臣・定資、

於新帝御所左右衛門留門外、兵衛・近衛留中門外、諸卿

諸卿列立中門内、(衍力)北上、東面、兩宰相中將於此所加公卿列、左右

大將於門内立替如例、左依為位次之下臈、經右前渡南也、大將立南階東

(警、下同シ)

西、劍璽過前給之間、諸卿驚折、大將同、驚折也、劍璽昇自南

階、撰政同昇南階、被候南庇、授内侍一人、兼出居屋御座左右、此皇居南殿御殿通用也、先御劍、次璽也、今度も各相

(4張) 不之字落敷、不兼、跪授之、隨身一人兼持弓并、隨身一人兼持弓并、隨身一人兼持弓并、隨身一人兼持弓并、内侍婦入、安御劍於夜御殿、兩次將降南階退入、

隨身一人兼持弓并、隨身一人兼持弓并、隨身一人兼持弓并、隨身一人兼持弓并、次公卿自下臈揖退入、各出中門外懸

尻於沓脫休息、此間左大臣參入、不帶劍在此所、此後良久、次新帝御引直

張袴、御殿御裝束如清涼殿、出御、卷御簾、立三尺御几帳如恒、撰政被候實子御座西間、儲凹座、

奉新主勅、撰政召藏人邦光左衛門尉、於砌下、帶弓胡、仰云、

藏人二候、邦光拜舞退、次召回藏人於實子、(錄敷)仰條々

事、

公卿昇殿

勅授

牛車

殿上人

左中将公朝々臣
左中将美負朝臣

俊雅朝臣 永親朝臣
式部權大輔資宗朝臣

右兵衛督信有朝臣
刑部卿在兼朝臣

右中将長嗣朝臣
右中将家輔朝臣

内藏頭家相朝臣
左中将基藤朝臣

右大弁信經朝臣
左中弁為行朝臣

左少將公秀朝臣
左少將通顯朝臣

左中将冬房朝臣
右中弁雅俊朝臣

左少將実衡朝臣
右中将清雅朝臣

左少弁定資
勘解由次官仲高

右少弁頼房
治部大輔藤朝

右衛門權佐光方
前春宮權大進雅任

前春宮權大進光經
前東宮字士在經

民部大輔長隆
前春宮權大進泰忠

左衛門佐資冬

今朝經守朝臣送御教書於実衡許云、
今日可被仰昇殿、可存知云々、礼紙殊可
早參之由載之、於昇殿事者、可存知、於
出仕者、未申拝賀之由、申了、

藏人

兼任朝臣子 基仲子
右衛門尉源兼親、左近將監源仲泰、
業長朝臣子 已上邦光以下四人
右衛門尉藤原業実、皆坊藏人也

頭左大弁藤原經守朝臣、左近中将藤原兼季朝臣、
已上先朝頭

藏人頭 左衛門權佐雅輔、
民部少輔信忠、
左衛門權佐雅輔、
本紛失

所出納

本紛失
安部 一、先朝 三、中原俊春、俊秀子
中原俊實、俊茂子、已上三人
坊出納也

所衆

佐伯光長、
藤原清重、

瀧口 藤原成重、大江親茂、源康清、以上三人先朝

一・二・三廟也

以上被仰之、蜜注折紙給之

藏人退去、出無名門代辺、来左府前左府被立中門外仰□

勅授牛車等事、左府以雜色長兼貞、布衣、同之召外記、少外記

利重參進、跪左府前、左府欲被宣下之处、利重申云、

為承此宣下大外記所候也云々、然者可召之由被仰、大外記

師顯參進、左府乍立被仰之、師顯發驚屈奉仰、不跪如何、称

唯退入、自余条々邦光下知出納敷、

小舍人

紀頼弘 同為基 同有康 同高種 同篤弘

同氏弘 同資広 同遠弘云々、

次主上入御、此間勅授人々帶劍、於中門外地上帶之此後

良久東領已曙之間、撰政被降立被申慶、無申次、

次撰政以下諸卿列立中門外、東上北面、撰政三公、立簾内以藏人邦光

奏事由、拜舞、勅授并昇殿處通用之、帶、弓箭之入々皆拜舞、先例不、同殿次兩貫首已下

殿上人等列立殿上口、北上、東面、以邦光奏事由、拜舞云々、此間

公卿等雖可着殿上、天已曙之間、面々競出、日脚已、右府・予

(6張)

等二条西行之間、内侍所自旧主御所渡御、左少將実綱朝臣、右少將俊兼朝臣、各裝束如元、右中弁雅俊朝臣・藏人輔信忠、外記史等供奉、旧主新帝各降壇上御云々。仍右府・予等

暫立留、本マ、南内侍所令過給之間各相並跪地、平伏、次右府

(西、南)

乘車被退出了、予帰参旧主、

伝聞、此間自旧主、被渡御装束・御笏・御袍以下如恒、納蒔

絵衣篋、在花以濃打裏々之、御笏入錦袋、納平文篋、

各居蒔絵案、一脚案西押物、件案蘇芳織物、覆帶等有之、藏人治部少輔

光冬勅使参於中門申事之由、即五位藏人二人昇御衣

案立昼御座簀子、内侍取御衣持参御所、御笏・案

等給藏人所、次渡累代宝物已下雜具等、此間内侍所

渡御日時可勘申之由於上卿、本マ、大炊御門大納言、季々々向陣問件

日時、不及成勘文歟、次於撰政直廬覽吉書、藏人方頭中将兼秀朝臣覽之、建久御讓位撰政、普賢寺、直

廬吉書頭中将入逆殿覽之云、本不見佳例也、如何之由今朝執柄被送状於

予許、勿論存之由答申了、挿杖見之本、作法能々習札了、

次頭中将於陣下吉書於上卿、大炊御門大納言、云々、此事五人之職

事皆可内覽下也、而今日只兼季朝臣許云々、弘編解文下、出納、成返抄、

(7 張)

如拜賀之時、内蔵寮請奏
於陣下上卿也、(衍カ)
次經守朝臣条々奉奉仰、々上卿、
大炊御門大納言、

上皇御飯内膳大炊如本可備進事、禁色

雜袍事等歟、

御乳父禁色、職事向台盤所仰其人歟、次供朝夕

御膳、朝陪膳經守朝臣、撤等劍等、乍
夕陪膳兼季朝臣、懸縁供之

次第事等定存例歟、以上以伝説記之、

院中事

予帰參以前新大納言父子各束帯、雅俊朝臣・藤朝等及

六位判官代両三人祇候御所、旧主御冠、御被尋仰、内裏

之儀、予服寒氷補氣、次廻弘御所元清涼殿、方、新大納言・中宮權

先是改所々装束、於御所侍者、為韻外之間、自今日、寢殿垂庇

御簾、卷母屋御簾、南庇階間装平敷御座、本マ、經繩端二枚、以清涼

殿為弘御所、東面卷御簾、南面垂御簾、傍北障子、中央間、敷大文二帖、東西妻
殿、■為御座、自北第二間以南三々間、東南西南三方、敷廻小文萱、不立

置物・御厨子・本マ、築器等、公卿座東公卿座、當時被褥座、又來月可為皇居之間、

卷御簾敷高麗端景、二行、殿上東殿上也、撤小板敷并小壁等畢

(8張)
对座、殿上未敷縁、仍只白地二取並板也、

(9 張)

敷弘筵并紫端疊等、年預已立、
布障子、台盤・簡・辛櫃如旧、簡除藏人
頭等字、

庁居饗饌、台盤所御倚子被渡新帝、簡・辛櫃・台盤

等暫撤之、上北面殿上北面、敷紫端疊、二行、雖北面始以前
儲座例也、御車宿

如元、陣座為他所之間、
自元不敷板敷、及翌日之間、不及掌燈、院別当頼親卿、

奉仰書院司交名、高檀紙
折紙、付女房參入之、暫被留御

所、頭中将内裏事畢帰、参院撤老懸并壺等、
猶帶劍卷纓如元、祇候、可為

院司也、

書樣 首書、予逐為不審

如本
別当

内大臣 執事、

頼親卿
權大納言藤原朝臣

中宮權大夫藤原、御殿別当

藏人頭左大弁
經守朝臣

藏人頭左中將中宮權亮
兼季朝臣

右中弁
雅俊、

判官代

左少弁 父卿俊光一院年預也、今被渡此御方、公卿不可
定資年預
然之間以資冬被補之、一院年預被還補

左衛門尉
橘知教

同
藤原懷通

同
橘以敏

右近將監
源季成

同
藤原博清 以上御在位之時、六位藏人等也、

藏人

菅原藤長 在嗣卿孫云々、

主典代

序仕所奉行

安部資郷

御在位之時二賜出納

中原俊茂 兩人共五位也、

此外別納所奉行一院納所紀高氏

可兼行之由有沙汰、堪課役之者也、而高氏服解也、

子息範直歷外記者也、可立面之処、件範直最前

補主典代之条過分、仍今月下旬其日忘却了

範直被補主典代、被仰別納所了、料所雖

未治定課役等無懈怠致沙汰了、同九月

中旬以其国宇希郷本マ、元表承経(僧)本マ、被付別納所

正知行、本マ、被付別納所、其余剩可為

御牛之飼并召次給物等之由、被仰高氏之

処申領狀畢、

庁料所石見国郷保五ヶ所歟、資郷申賜了、

仕所其内也、於御作手等者、猶為一院御分、御幸

時被召渡此御方也、正元之往事
又如此云々

召陰陽師於藏人所、令勘院中日次、次予・新大納言・

中宮權大夫等着殿上、次撰政被參、於中門被申慶、本マ、
位六マ、

判官代懷通勘申、次是撰政慶也、次堂上參御所、給院司交名、被着殿上、

白字添歟
闕座上布障子
被着奥座

■次堂上參御所
■次撰政被下交名於予、乍座
及給之

殿上人如元、但日被副下
交名通例也、以瀧口為武者所、如衆如元、(又北通)

之由同被仰之、次撰政起座退出、蜜語云、今夕着直衣
參内、可宿侍云々

殿上入交名書様 高檀紙料紙頼親御書之、
初度院司五人、除之、

右中將

同 親平朝臣

同 家親朝臣

左中將 実員朝臣

左中將

同 公朝朝臣

同 親教朝臣

刑部卿 侍從 在兼朝臣

同

俊雅朝臣

右兵衛督 信有朝臣

左京大夫 隆政朝臣

左中將	親氏朝臣	左馬頭	定成朝臣	右中將	實任朝臣
宮内卿	兼有朝臣	右京大夫	成能朝臣	右中將	長嗣朝臣
右中將	經賢朝臣	中宮亮	顯相朝臣	左中將	宗清朝臣
内感頭	家相朝臣	右中將	隆定朝臣	右大弁	信經朝臣
右中將	家輔朝臣	左中將	基藤朝臣	左中弁	為行朝臣
右少將	公秀朝臣	左中將	冬房朝臣	右中將	通藤朝臣
右中將	信定朝臣	左少將	通頭朝臣	右少將	俊兼朝臣
中務大輔	永賢朝臣	左少將	基方朝臣	右中將	清祐朝臣
右少弁	賴房	藏人	民部少輔	藏人	治部少輔
藏人	右衛門佐	右衛門	權佐	勘解由	次官
惟輔	治部大輔	光方		仲高	
藤朝					

以上昇殿如二元、

次予召雅俊朝臣下給交名、此次仰主典代事、四位

院司於中門辺召主典代下知之、次予以下立車

宿前、西上北面、公卿一列、四位五位一列、面貫首、家親、俊雅、親教、定資

以判官代懷通奏事之由、同時拝舞、次予以下

院司公卿三人帰着殿上、次一献、四位院司雅俊朝臣

(12張)

持参盃、屈折敷、五位判官代資冬取瓶子、次箸下、
次公卿起座退出、于時已半也、

廿三日戊申西刻着束帛帶時繪劍、無文帶、参院、自陣家步行、隨身皆参、本不見

前駈四人、中宮權大夫、頭中将卷腰、懸綵、左少将美綱朝臣等扈從、于時六条宰相束帛、来逢、同

相率参院、上下無人、主典代・庁官等祇候殿上、雖居

饗庁勤之、任近例不着座、参御前申條々事、伝聞、

新大納言・六条宰相・二条宰相・新宰相中将等参、皆束帛云々

其外近習之輩本マ一両着直衣参云々、三ヶ日中直衣不可然事也、次

参内、宜陽殿饗依近例無沙汰、公卿不着座云々、此条猶不可然事歟、上下窮屈之間之故歟、両卿両雲客等

同相伴、次参一院各相伴、申申昨今儀等、御氣色快然、誠有其謂、

廿四日己酉陰晴不定、時々雨下、及晚参新院、行粧如昨日、但六条宰相不相伴、

殿上饗如昨日、人々不着座、次参内、今日参議不参、

仍予不着宜陽殿饗、依参議不参、大臣不着敷、有所見、於常御所入

見参之後参一院、依有可申入事也、此間中宮權大夫・

花山院中納言・万里小路中納言・藤中納言等着陣饗、件敷

左少弁定資一献云々、箸下、人々起座云々、次殿上饗

兩貫首・左少弁定資・五位藏人信忠・光定・六位藏人

等参着云々、

今日刑部卿在兼朝臣被仰侍談、本マ、上臈資宗朝臣逐被仰、今日先在兼一人被仰也、

正心例敷、經守朝臣奉仰下知之、(詠)又内殿上人中十人

被加仰之、親平朝臣・実任朝臣・業顯朝臣・兼有朝臣・

永賢朝臣能之、(マ)頭相・範春・頼俊・俊兼・永豊等朝臣已上十人也、

予奉院仰注遣經守朝臣許畢、

此外親氏朝臣・隆教朝臣・光輔朝臣・実綱朝臣・

頼任・俊高・資名等又後日被聽之、其日忘却了、晦敷、

今日院宣到来、中御門前中納言、法皇執権也、

秦武躬可被補当府年預之旨

御氣色候也、仍言上如件、為方恐惶謹言、

七月廿四日

為方奉

進上 伊与守殿

即可下知之由、出請文了、即下知年預次將中將実任

朝臣了、奥右大将御判、依為府事也、可下知之由有請文、

廿五日庚戌早日着直衣冠、參新院、行始以前猶於陣外下車也、但治承四年二月、三条中納言実房

并忠経卿等翌日遣寄門前下車歟、見中山内府記、其時政撰於陣口下車云々、近例行始以後遣寄門下也、人々多以祗候、三ヶ

日以後也、仍直衣人々多之、今日奏事始也、職事・弁官

字不見等 新大納言触之、各參上、直衣下紙、(冠)伝奏新大納言一人也、今日御

湯殿始也、定資申沙汰之、其間事可尋記、又神事

御祈始也、雅俊朝臣奉行之、本マ、被行河臨御祓、近衛末、在

秀朝臣、本不見用途年預役云々、使左衛門佐資冬

參勤云々、又今日被加補司、予奉仰云、新大納言大臣

許遣六位判官代以敏触之、納言以下主典代向触

云々、

別当左大臣、右大臣、土御門大納言、雅、權大納言、実

中宮大夫、通、中御門前中納言、滋野井中納言、冬季、花山

院中納言、(家)宗、藤中納言、俊、別当、具俊、隆政朝臣、左京大夫、

信経朝臣、右大弁、為行朝臣、左中弁、

裏書判官代頼房、右少弁、光定、藏人治部少輔、惟輔、藏人左衛門權佐、光方、右衛門權佐、

仲高、勘解由次官、主典代、御在位時出納一臈安部親村五位、

又被聽昇殿、中将伊有朝臣・光輔朝臣・少将美綱朝臣・

勘解由次官頼任・少将雅康、是又注別紙歟、新大納言

下知序歟、

条々申定畢予退出、日来候陣外、今日退出今出川第、

後聞、今日左大将直衣、本令、懸老懸、参内并院、随身上臙冠

本不見、平胡籙二云々、

廿六日辛亥今日不出仕、禁裏被聽直衣之人々、自仙洞被注

下、兼季遣御教書、土御門大納言・大炊御門大納言・權大納言・

衣笠中納言・中宮大夫・洞院中納言・别当等也、本マ、執柄・余

□雖不被聽着之也、大臣殿同前歟、先例無所見也、

〔可脱力〕〔給脱力〕
着直衣令参内者、依摂政殿

御消息、言上如件、

〔X進上〕
■七月廿六日 中宮権亮兼季 奉

進上 土御門大納言殿

大概如此書遣畢、用宿紙、抑御乳父三人、〔X本マ〕通重・家雅・

□仰前於、〔被力〕乳父者、雖不仰無左右着之歟、将又

頭弁承之歟、可尋、

廿七日^{壬子}不出仕、院別当四人^{吉田前中納言経・坊成前中納言俊・等}

被仰下、予奉仰遣^新大納言畢、又石見国郷知行^{小隨身}

^{不見}仕四所^一所等^{充之}之由、仰新大納言畢、^{此事貞永豊原庄郷知行之由、執事^{于時}大臣、直被仰隆親卿歟、然而如此事大臣以上}

也、仍可仰遣新大納言之由、与奪雅俊朝臣了、凡院中事、四位雅俊

五^位□□^{二カ}人弘御所庇番事、可奉行之由被仰信経^{右大弁}

畢、予仰遣新大納言畢、人数等彼朝臣直可申定給之、^{番文等後日}

加文書中

〈編集付記〉

本稿は、『学習院大学史料館所蔵史料目録第一五号 西園寺家文書（学習院大学史料館、一九九八年二月）に掲載した「西園寺家所蔵『公衡公記』」を、一部訂正のうえ再録したものです。なお、人名索引については紙面の都合により割愛させていただきました。